

# 学びの広場

2020

問 教育課 学校教育係 ☎(83)7023  
生涯学習係 ☎(83)7021

1月号では寄小小学校の新学習指導要領を見据えた、「校内研究」(教職員が自主的に取り組む研究)について紹介しました。今月号では、松田中学校の「校内研究」について紹介します。

## 研究主題

### 『主体的・対話的で深い学びの実現をめざして〜発問に着目した授業改善〜』

近い将来、人工知能などの情報技術が急速に進展することによって、社会構造が大きく変化すると言われている。このような展望に基づき、これからの時代を生きる子どもたちのためにつけるべき力は何かを考え、よりよい授業づくりを進めていく。これが松田中学校の校内研究の基本的な考え方です。

本校では、「主体的・対話的で深い学びの実現」をめざし、「研究組織」「カリキュラム・マネジメント」「授業づくり」という3つの柱を軸に、新学習指導要領の全面实施後を見据えたロードマップを策定しました。今年度はその第1ステップとして、「よりよい授業づくりのための仕組」と「思考を深める発問」に重点をおいて改善を進めています。

松田中学校が考える「よりよい授業づくり」とは、端的に言うところ「学習者中心の授業づくり」ということです。その実現のために、「教師による教師のための研究授業」スタイルから脱却し、学習主体である生徒の声を授業づくりに反映できるような取組をスタートさせました。

事後研究として行っている検討会に授業を受けた生徒が参加し、そこで何を学び、その授業をどのように考えているのかを語ってもらうことで、授業改善の糧とします。ここで最も大切なことは、授業者と学習者がともに「よい授業」をつくらうとする雰囲気や醸成されるということ。こういった空気が、松田中学校の学びの質を、少しずつではありますが着実に高

めていくものと考えています。10月には、生徒が製作したおもちゃが幼児の心身の発達に合っているかを検討する、という家庭科の授業提案がありました。研究協議では「検討する」という学習活動をより深めるためにはどうすればよいかという観点で、生徒と教員が活発に意見交換を行いました。このときに気づいたことを今後の授業にいかに対応バックさせるかが課題です。授業で子どもたちの学びが深まるような発問、課題設定、授業での教員の立ち位置や役割

割を見直すことなども重要です。昔から使われてきた言葉ではなく、「教科書を教えるの」ではなく、「教科書で教える」授業となるように、チーム一丸となって研究を鋭意進めています。



生徒と先生と一緒に今日の授業の検討を行う

## 多文化共生について考える 〜教育における課題と支援を中心に〜

人権教育研修会(兼)第5回町民大学

かながわ国際交流財団の星久美子さんをお招きし、12月7日(土)に町民文化センターで人権教育研修会(兼)第5回町民



講師の星久美子さん

き出したりするなど、参加者は多文化共生についての現状や課題について学習することができました。

### 受講者の感想

・外国につながるのがある高校生の中退や派遣社員率の高さに驚きました。しっかりと対策をとる必要があると思いました。  
・「やさしい日本語」は、これから外国の方と関わる時に役に立ちながら使いたいと思います。

## 松田文化財探訪

### 続・町指定文化財とその周辺 その8

文化財保護委員 鈴木 一行

先史・古代の遺跡や遺物(三)  
〜縄文時代竪穴住居跡②〜

城山地区の渋谷昌宏さん敷地内から発見された竪穴住居跡は敷石住居跡でした。敷石住居とは床面に平石を敷いた住居で、縄文時代中期後半から後期前半にかけて関東地方から中部地方に見られるものです。この住居跡が「一般住居なのか、祭祀場なのか」見解は統一されていません。なお、縄文中期後半の寒冷化による生活環境の悪化と敷石住居との関係を指摘する学説もあります。

さて、『松田町の指定文化財(1973年発行)』によれば、城山の住居跡は直径5〜6m位の楕円形で、石畳の南西方に入口と推定される石段があったと

か。この遺跡は、1972年に渋谷光男(昌宏さんの父)さんが裏庭の崖を石垣に改造しようとした時に発見したもので、今回その辺の事情を昌宏さんから伺いすることができました。「まだ幼かったので、発見当時の記憶はあまりないのだが」と言いつつも、昌宏さんは「発掘調査後に父親が考古学に関する本を買って勉強していた事は覚えている。物置にある



城山の敷石住居跡

土器や石器のケースは父が作り、土器の修復などは父が独学で行っていたような気がする。」と語ってくださいました。また、昌宏さんの小・中学校時代には、小学校の児童が授業の一環で遺跡見学によく来ていたとのこと。「今でも遺跡の公開は構わないのだが」と昌宏さんですが、プライバシー保護の問題など解決しなければならぬ行政上の課題は大きい。

松田町文化財保護条例は、その目的を「松田町に所在する文化財を保存し、かつその活用を図り、もって町民の文化の向上に資する」としています。そのためには「文化財の公開」が大切になってきます。だが、他の文化財も含めて、保存や活用を所有者の善意に頼っているのが現状のようです。

最後に「縄文人がこの地で生活していた頃、彼らはどんな風景を目にしていたのだろうか。そんなことを知ってみたい。」と昌宏さんは語っていました。